

三重県「女性が働きやすい医療機関」認証制度運営要領

(目的)

第1条 この要領は、医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなどに積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、当該医療機関が社会的に評価される仕組みを作ることにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、医療機関とは、三重県内の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所とする。

(認証要件)

第3条 知事は、次の要件をすべて満たす医療機関を認証するものとする。

(1) 次に掲げるすべての項目について取組を行っていること

- ア 職場環境づくり
- イ 人事管理
- ウ 保育・介護支援
- エ サポート体制

(2) 法令に違反する重大な事実がないこと

2 前項の内容については、三重県「女性が働きやすい医療機関」認証基準（病院部門）及び（診療所部門）（以下「認証基準」という。）で定める。

(申請)

第4条 前条の認証を受けようとする医療機関（以下「申請者」という。）は、「女性が働きやすい医療機関」認証申請書（様式1）に必要事項を記載し、「女性が働きやすい医療機関」組織プロフィール（様式2）、「三重県版医療勤務環境改善マネジメントシステム」労務管理チェックリスト（様式3-①）、「三重県版医療勤務環境改善マネジメントシステム」勤務環境セルフチェックリスト（様式3-②）及び「女性が働きやすい医療機関」確認票（病院部門）（様式4-①）または「女性が働きやすい医療機関」確認票（診療所部門）（様式4-②）を添付のうえ、知事が定める期限内に提出するものとする。

(認証等)

第5条 知事は、前条の申請を受理したときは、認証基準にかかる審査について「女性が働きやすい医療機関」認証制度専門部会に委嘱することとする。

2 知事は、前項の審査結果により、認証の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

3 知事は、認証することを決定した申請者（以下「認証医療機関」という。）について、「女性が働きやすい医療機関」認証書（様式5）を交付するとともに、県のホームページ等で公表し、広く周知するものとする。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、認証日からその3年後の年度末までとする。ただし、有効期限の1年以内に再度認証を受けた場合は、前回、認証を受けた有効期限の翌日から3年間を認証の有効期間とする。

(再認証)

第7条 再認証を受けようとする認証医療機関は、前条の有効期限が到来する年度の申請期間内に、第4条に定める申請手続きを行うものとする。

(変更及び辞退の届出)

第8条 認証医療機関は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、「女性が働きやすい医療機関」認証変更届出書（様式6）を速やかに知事へ提出しなければならない。

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 認証基準に定める項目

2 認証医療機関は、認証継続の意思を失った場合、「女性が働きやすい医療機関」認証辞退届出書（様式7）を速やかに知事へ提出するとともに、認証書を返納しなければならない。

(取組状況の確認)

第9条 知事は、必要に応じて、実地調査により取組状況の確認を行うことができる。

(認証の取消し)

第10条 知事は、認証医療機関が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、その他認証医療機関として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証医療機関にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認証医療機関は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、健康福祉部医療対策局地域医療推進課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。